

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

July, 2008

なごみ便り

www.101dog.co.jp

住民税の寄附金控除が拡充されました。

地方税制改正により住民税における寄附金税制が拡充され、いわゆる「ふるさと納税」制度が平成20年4月30日に創設されました。

この制度は「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという寄附者の思いを活かす制度として、出身地に限らず、個人が任意の都道府県・市区町村を対象に寄附を行った場合に、現在居住する市町村で課税される住民税から一定税額を控除する制度です。

地方公共団体に対する寄附（ふるさと納税）

地方公共団体へ寄附をした場合、5千円を超える部分について、お住まいの市区町村の個人住民税や所得税が一定限度まで（1割を上限）税額控除（税が減額）される制度です。

寄附金控除の具体例

年収700万円で夫婦と子供2人の世帯の場合
(翌年の住民税の所得割額が293,500円と仮定)
3万円を寄附

寄附金控除対象	25,000円	5,000円
---------	---------	--------

住民税の控除税額	22,500円	2,500円
	20,000円	2,500円

住民税の基本控除額(10%)

寄附金控除対象外

所得税の寄附金控除による控除
所得税の税率を10%として計算

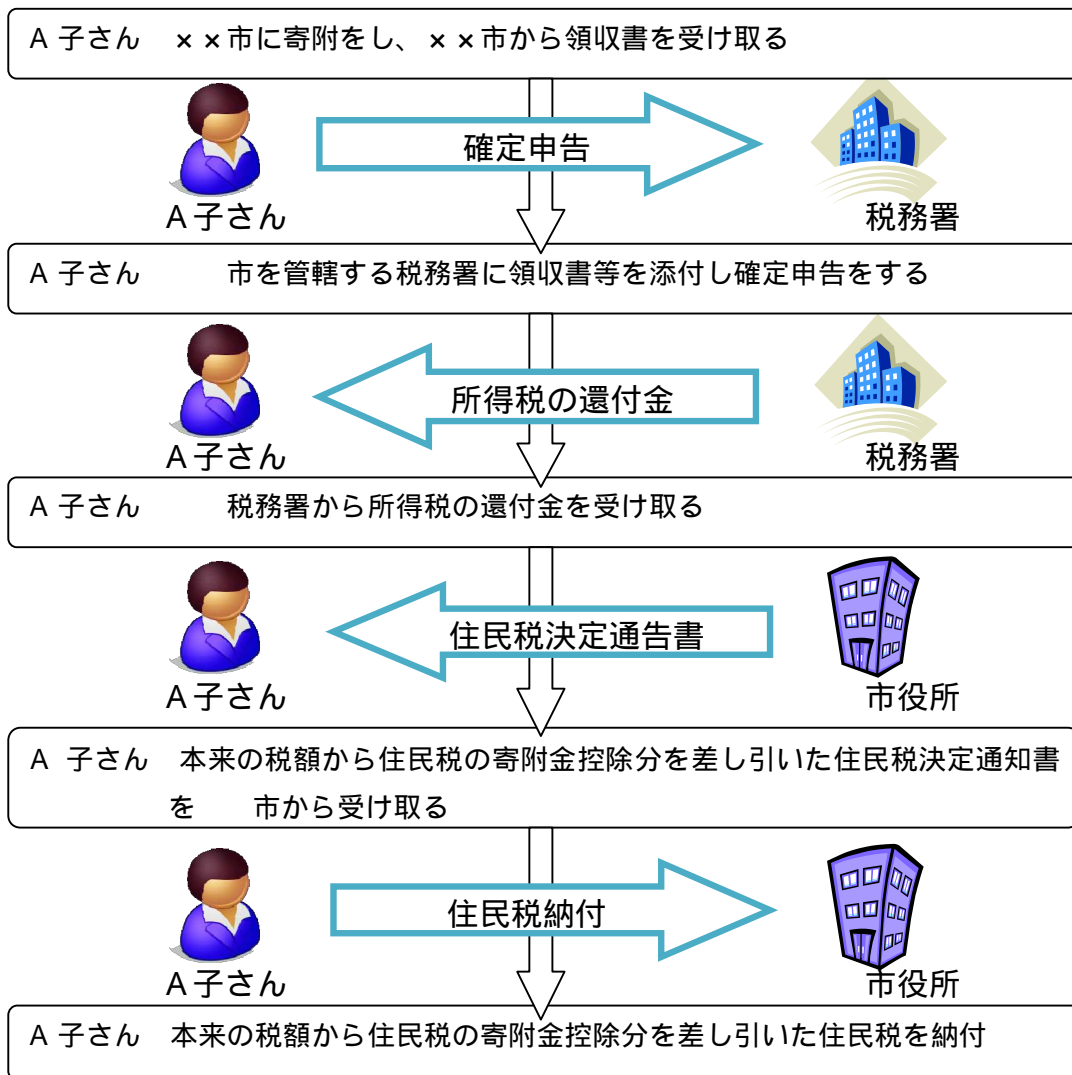
住民税の特例控除額(住民税所得割の1割が限度)
(寄附金 - 5,000円) × [90% - 0 ~ 40% (所得税の限界税率)] で計算
この場合の限界税率は10%。住民税所得割の1割は29,350円なので全額控除

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

このことから・・・

所得税からの控除 住民税からの税額控除 合計控除額
2,500 円 + 22,500 円 (2,500 + 20,000) = 25,000 円

市居住、A 子さんが × × 市に寄附をした場合の流れ



文章担当（室橋、谷村）

～ 利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117